

記録の作成と保存

事前調査結果の保存

○事前調査結果の記録

3年間保存

→写真、手書き帳票を含む全ての記録

○事前調査結果の概要

40年間保存

→労働基準監督署長への報告事項

大防法（大防法施行規則第16条の8）	石綿則（石綿則第3条第5項）
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
—	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
解体等工事の名称及び概要	
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（略）	着工日等（略）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ^{注）}	事前調査のうち建築物に係るもの（略）を行った者（略）の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（略）の写し
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

記録の作成

記録は、作業前、作業中に**関係者に事前調査の結果を分かりやすく示す**とともに、作業後にも都道府県等や労働基準監督署による立入検査等において、**調査が的確であったことが検証できるものであること**。以下が推奨されます。

- ✓ 事前調査結果報告書
- ✓ 分析報告書
- ✓ 現地調査の際に撮影した写真
- ✓ 現地調査記録票
- ✓ 調査者等の資格証明書

記録の保存

事前調査結果の記録は、作業終了後にも調査が的確であったか検証できるように、一定期間保存する。

- 大防法 解体等工事が終了した日から**3年間**
- 石綿則 全ての事前調査が終了した日から**3年間**
- 石綿則 **下請負人も含む事業者**に保管義務がある。
- 石綿則 事前調査結果の概要（労働基準監督署長への報告事項）

40年間

- 電子データ可**